

御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

凡例

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	口座登録法
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	口座登録法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令

番号	御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
1	<p>第4条の3第2項第1号 第4条の3第2項第1号における他の金融機関が預貯金者について行った本人確認には、犯罪収益移転防止施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引を行う際に行われた本人確認は含まれないのか。第4条の4第1項第7号イでは、他の特定事業者が犯罪収益移転防止施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引を行う際に行われた本人確認が含まれていることから、第4条の3第2項第1号と第4条の4第1項第7号イの規定の違いについて確認したい。</p>	<p>改正後の口座登録法施行規則第4条の3第2項第1号においては、委託先の金融機関が、口座登録法に基づき既に本人確認等を行っている場合について本人確認の規定を適用除外しているものであるため、他法令に基づき本人確認等を行っている場合については含まれません。なお、犯収法施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引若しくは同項第3号に定める取引のうち、口座登録法第2条第3項に規定する金融機関が、犯収法に基づき既に取引時確認を行ったもの（犯収法に基づき確認記録を作成・保存している場合に限る。）については、改正後の口座登録法施行規則第4条の8第1項に基づき、本人確認を省略することが可能です。</p> <p>また、改正後の口座登録法施行規則第4条の3第2項第1号については、本人確認の規定を適用しないものについて定めたものであり、改正後の口座登録法施行規則第4条の4第1項7号イについては、本人確認の方法について定めたものです。</p>
2	<p>第4条の4第1項第2号 申請等関係文書には、申請書の写しや複写式のお客様控えも含まれるのか。また、「法第三条第二項の申請等」をオンラインで受け付けた場合には、お礼状や受付書、承諾書といった申請等を受け付けた旨を記載した書類も含まれるのか。</p>	<p>含まれます。</p>
3	<p>第4条の3・第4条の4への質問 口座登録法に基づく本人確認において、いわゆる高リスク取引に係る確認（犯収法第4条第2項第1号の規定に基づく確認に相当する確認）は不要との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
4	<p>以下、意見を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令第四条の五号 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（以下、この意見においてまとめて「手帳」という。）の提示があるが、これらについては、地方公共団体においての扱いが相当に無茶苦茶であるので（住民基本台帳の「氏名」の記載でなく「通称」が様式で</p>	<p>御意見として承ります。 なお、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳についても公的機関により発行された証明書であり、本人確認書類として適当であることから認めています。</p>

<p>氏名として記載が可能になっていたり、住所の記載について不適切でもよかったり、等)、使わないべきと考える。</p> <p>厚生労働省及び総務省による地方公共団体事務の管理・監督の問題でそのような状況が発生しているのであるが、とにもかくにも問題ある状況が存在する事は間違いが無いので、金融関係等の重要な事務での使用は行わないべきと考える。</p> <p>それらについては、国が確実な記載内容の制限を行い（※一応、警察が関与してのDV被害対応等での法制度に沿った臨時の氏名及び住所の記載の変更を除くものとする。）、また現存する手帳の必要ある場合の修正について地方公共団体が行った上で、はじめて一般的な身分証として使用可能になる程度のものである。</p> <p>国が、手帳について、地方公共団体のうち管理が不適切な団体（「通称」についてなるべく「氏名」として扱えるようにし、住所の記載について住民票以外の住所でも可としたがるような所）であっても、証明書として信頼に足るようなものであるように法制度・運用を変更する（必ず「氏名」を記載し、住民票住所と適合した住所の記載とする。そのようにしないと地方公共団体事務が違法・犯罪とする。）までは、それらの使用は行わない方が良いと考える。（なお、一応述べておくと、旅券、も行政による管理が杜撰であると考え。住所の記載について行政への手続無く勝手に行える、というのは非常に問題があると考え。国の杜撰な点は挙げれば相当な数になるが、金融庁は、毒を毒として認識して、適切に除去するようにされたい（これまで通例的に許容されてきたものでも、問題あるものとして、法制度的に扱いが修正がされるようにされたい（なお、旅券については、申請や届出でその内容を行政が把握出来るようにしておくべきと考える。）。）。</p> <p>また、加えて述べておくと、多くの地方公共団体について、国民健康保険被保険者証について、住民基本台帳の「通称」を様式においての氏名として記載して、しかも実氏名についてどこにも記載しないという形にしている。住民票登録は元々のその住所の住民と別世帯のものとして関係無く行う事も可能な手続であるのであるが（郵便配達となる書</p>	
---	--

	<p>類の取得の問題を別とすれば、誰でも好きな住所に自分の住民票記載を移す事が可能である。)、そうすると、公的書類として全く適法(不法の意思があると思われるのではあるが、公的に問題なく書類は発行されてしまうであろう。)に、ある住所の同姓同名の人間の公的書類が入手出来てしまうのであるが、これも国が記載項目・内容について公安を意識しての制限・規定を行い、「通称」制度や地方公共団体の管理の甘さ、郵便事業運営(特に通常郵便の発送・配達記録について、受取人が個人情報開示請求で知る事が出来ないように日本郵便株式会社が故意的にしている(本来的には通常郵便についても相当程度まで開示が行えるはずであるのだが。))。なお、国民健康保険被保険者証等の書類は、通常郵便で送られてくるのが通常であると思われる。)の問題性等を使った不正が行われない事が確実な制度・運用となるまで、利用を行わないようにすべきと考える、本来、金融庁・内閣府が疑義を呈すれば各省庁で対応が行われるかもしれないと考えるのであるが、安全性・公安について考えて、しっかり注意・警告を行うようにしていただきたい。本人確認書類については、国・公共団体等が発行するものについても、問題が数多く存在すると思われるものであるが、金融庁・内閣府は、ちゃんと、穴となるような要素が潰されていくように活動を行われない。)意見は以上である。</p>	
5	<p>第4条の8第1項 「本人確認に相当する確認」にはどのようなものが含まれるのか。</p>	<p>例えば、犯収法や外国為替及び外国貿易法等に基づき本人確認が行われていることが想定されます。</p>
6	<p>第4条の8への質問 以下の1.～3.のケースのほか、犯収法の施行に係る経過措置により同法による取引時確認を行ったものとみなされる以下の4.・5.のケースについても、「本人確認に相当する確認(当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)」に該当し、いわゆる本人確認済みの確認(第4条の6に規定する方法に相当する方法により既に本人確認を行っていることの確認)を行えばよいとの理解でよいか。</p>	<p>御質問にて記載いただいている、他法令等に基づき本人確認等を行っている場合における取扱については、御理解のとおりです。また、そのような取扱が認められる「他法令等に基づき本人確認等を行っている場合」の「他法令等」として、御質問にて記載いただいているもの以外の主だったものは現時点で想定しておりません。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯収法に基づく取引時確認を行い、同法に基づく確認記録を作成・保存している場合 2. 外為法に基づく本人確認を行い、同法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 3. 口座管理法に基づく本人確認を行い、同法に基づく確認記録を作成・保存している場合 4. 本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律）に基づく本人確認を行い、同法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 5. 旧大蔵省銀行通達（平成4年7月1日付蔵銀1283号）による本人確認を行い、同通達に基づく本人確認に関する記録、口座に関する記録等を作成・保存している場合 <p>そのような理解でよい場合、上記1.～5.以外のケースで「本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）」に該当するケースがあればご教示いただきたい。</p>	
7	<p>第4条の8～第4条の11への質問 6番の質問の理解でよい場合、第4条の8第1項において、「…確認記録に相当する記録…を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる」とされていることから、以下の1.～5.のケースに該当する場合には、重複して口座登録法に基づく確認記録の作成・保存を行う必要はない（以下の1.～5.により作成・保存している確認記録等を口座登録法の確認記録と併用してよい）との理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犯収法に基づく確認記録を作成・保存している場合 2. 外為法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 3. 口座管理法に基づく確認記録を作成・保存している場合 4. 本人確認法に基づく本人確認記録を作成・保存している場合 5. 旧大蔵省銀行通達（平成4年7月1日付蔵銀1283号）に基づく本人確認に関する記録、口座に関する記録等を作成・保存している場合 <p>そのような理解でよい場合、上記1.～5.</p>	<p>改正後の口座登録法施行規則第4条の8第1項の規定に基づき、既に口座登録法に基づく本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成・保存をしている場合におけるものに限る。）が行われていることを確認した場合については、口座登録法に基づく確認記録であると判別できるようにしておくなど、当該相当する記録を口座登録法に基づく確認記録として保存する必要があります。なお、保存について、他法令等に基づき作成・保存された確認記録等を併用することも可能です。</p> <p>また、他法令等に基づき作成・保存している確認記録等を口座登録法の確認記録と併用可能な場合として、御質問にて記載いただいているもの以外の主だったものは現時点で想定しておりません。</p>

	<p>以外のケースで、作成・保存している確認記録等を口座登録法の確認記録と併用してよいケースがあればご教示いただきたい。</p>	
8	<p>第4条の9・第4条の11への質問</p> <p>第4条の11第3項では、確認記録の記録事項のうち、「第1項第15号から第18号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するもの」とされている。</p> <p>一方で、確認記録は、上記の変更等が生じた場合には付記を要するものの、あくまで口座登録法に基づく本人確認を行った場合に作成すればよく、いわゆる本人確認済みの確認(第4条の6や第4条の8の規定に基づき既に本人確認を行っていることの確認)を行う場合には作成不要との理解でよいか。</p> <p>したがって、口座登録法に基づく確認記録あるいはそれに相当する記録が作成・保存されている場合に、新たに公金受取口座の登録の申請等があったときは、口座登録法に基づく本人確認済みの確認のみ行うことから、改めて確認記録の作成を要しないとの理解でよいか。</p> <p>仮に上記の考え方が異なる場合は、口座登録法に基づく本人確認済みの確認に際し、口座登録法に基づく確認記録あるいはそれに相当する記録との差分や変更点の補記(例えば、犯収法に基づく確認記録が作成されている場合に、公金受取口座の登録の申請等があったときには、第4条の11第1項第11号「本人確認を行った法第3条第2項の申請等の種類」は同確認記録上に記録がないため、当該事項を追記するなど)を行えばよいか。</p>	<p>まず、既に他法令等に基づき本人確認に相当する確認を行っている場合における口座登録法に基づく確認記録の記録についての考え方は、7番のデジタル庁の考え方に記載のとおりです。すなわち、既に他法令に基づき本人確認等を行っている預貯金者より登録の申請等を受けた場合についても当該他の法令に基づき作成された確認記録等を口座登録法に基づく確認記録として記録する必要があります。なお、他法令等に基づき作成・保存された確認記録等を併用する場合には、当該記録に付記することも可能です。</p> <p>その上で、改正後の口座登録法施行規則第4条の3第2項第3号に基づき本人確認を行っている預貯金者が変更登録の申請等を行った場合には、改めて確認記録を作成・保存する必要はありませんが、当該申請等を受け付ける際に改正後の口座登録法施行規則第4条の11第1項第15号から第18号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更等に係る内容を確認記録に付記する必要(例えば、犯収法に基づく確認記録を作成している場合において、口座登録法における登録の申請があったときに、犯収法の確認記録に口座登録法施行規則第4条の11第1項第11号の内容を追記することでも可能)があります。</p>
9	<p>第4条の9への質問</p> <p>「法第3条第2項の申請等を受けた日」とは、金融機関が顧客から窓口や非対面ツール(アプリ等)で公金受取口座の登録の申請等を受け付けた日であり、金融機関が国に対して当該申請等に基づき申請等を行う(申請等の情報を国に連携する)日ではないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
10	<p>第4条の10第2号ロ～ホについて、「当該本人確認用画像情報又はその写し」を確認記録に添付することは当該預貯金者の容貌も</p>	<p>改正後の口座登録法施行規則第4条の10第2号ロ～ホは、本人確認をオンラインで完結可能にするために必要となる規定です。ま</p>

	<p>含まれることとなり、憲法第 13 条に保護されるプライバシー権の侵害となる。許されない。また、第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に規定されている提示を受ける場合には確認記録の作成は不要にもかかわらず、</p> <p>第 4 条の 10 第 2 号ロ～ホの「当該本人確認用画像情報又はその写し」が必要とする合理的な根拠がない。さらに、仮に金融機関は本人確認書類のコピーを保管したとしても、当該預貯金者の容貌まで保管しているとはいえず、第 4 条の 10 第 2 号ロ～ホには「当該預貯金者の容貌」が必要とする合理的な根拠はない。最後に、当該預貯金者の容貌を金融機関に保管させるにより、職員又はサイバー攻撃による個人情報が流出する虞も払拭されない。漏洩した場合には損害賠償では済まされないが、デジタル庁は何の責任も負わない。したがって、第 4 条の 10 第 2 号ロ～ホは削除すべきである。</p>	<p>た、金融機関においては、保有する個人情報 は、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことが求められます。</p> <p>なお、改正後の口座登録法施行規則案第 4 条の 4 第 1 項第 1 号に規定される提示を受ける場合においても、確認記録の作成は必要です。</p>
11	<p>第 4 条の 11 第 1 項第 11 号</p> <p>「本人確認を行った法第三条第二項の申請等の種類」としては、第 3 条に規定されている「法第三条第二項、・・・の申請」、「法第四条第二項・・・の申請」、「法第七条第一項の申請」、「法第六条第一項の規定による届出」のいずれかであることを確認記録に記載すればよいということか。</p>	<p>公金受取口座の「登録」や「抹消」等、金融機関において、どの申請等に対応したものか区別がつく形になる必要があり、御質問にて記載いただいている対応をとることも可能です。</p>
12	<p>第 4 条の 11 への質問</p> <p>確認記録の記録事項のうち、第 4 条の 11 第 1 項第 11 号「本人確認を行った法第 3 条第 2 項の申請等の種類」については、「公金受取口座の登録」、「公金受取口座の変更」、「公金受取口座の抹消」、「登録事項の変更等」—の別を記録すればよいとの理解でよいか。</p>	
13	<p>第 4 条の 9～第 4 条の 11 への質問</p> <p>口座登録法に基づく本人確認を行ったとしても、いわゆる取引記録（犯収法第 7 条に規定する取引記録等に相当する記録）の作成・保存は不要であるとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
14	<p>マイナンバー通知カードから、すぐにマイナンバーカードに変更。事あるごとに預貯金口座を紐づけをおこないました。安倍政権の時に給付金支給の際に面倒なく早急に給付金が着金していたのを思い出しました。その後、セキュリティが万全で紐づけされた口</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

	座に何も起きていないため、私は改正案に賛成です。	
15	パブリックコメントの実施期間が短い。国民から広く丁寧に意見を募るべきではないか。	本規則等は行政手続法第 39 条第 3 項の規定に基づき、30 日間の意見提出期間を設定し、意見の募集を行ったものです。

※ 「1 番、2 番、5 番及び 11 番」並びに「3 番、6 番から 9 番、12 番及び 13 番」については、それぞれ 1 件の御意見を分割して掲載しています。